

第5章 計画の推進

1 計画推進にあたって

本計画に掲げた目標を実現し、全ての子ども・若者が希望を持ち生き生きと活躍し、社会的自立に向けた取り組みを推進していくためには、教育、福祉、保健、雇用、子育て、青少年健全育成等、様々な分野における施策や事業を連携して推進していくことが必要です。

社会的に困難を抱えている子ども・若者とその家族には、切れ目のない相談体制を確保するとともに、社会的自立や地域社会での生活への支援をきめ細かく行っていくことが大切であり、全ての関係部局、関係団体等がこれまで以上に連携し、着実に推進していくことが求められます。

子ども・若者が抱える課題の背景や要因は複雑・多様化していることから、地域支援ネットワーク等による包括的連携・協力体制の整備を進め、地域、行政、関係機関等が一体となり対応していくため取り組みます。

さらに、持続可能なまちづくりを実現するため、多様性の尊重と包摂の視点を持ち、次代を担う青少年の健やかな成長を地域全体で支援していく「地域力」の向上に向け、区民参加と協働をさらに推進していきます。

(1)区における計画の推進体制

①大田区青少年問題協議会

大田区青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」及び「大田区青少年問題協議会条例」に基づき設置された区長の附属機関です。

青少年問題等に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項について調査審議すると共に、適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、区長及び関係行政機関に対し、意見を具申します。

②大田区青少年健全育成推進本部

青少年健全育成のための計画の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として設置された機関で、計画事業の推進及び部局間調整等を行います。